

4. 審査

4.1 書面審査

4.1.1 審査方法

- 提出された申請書類等に基づき、事務局にて形式要件の適格性確認を行います。また、外部有識者が「4.1.2 書面審査項目・加点項目・減点項目」に沿って経営力、事業性、実現可能性等の審査を行います。

4.1.2 書面審査項目・加点項目・減点項目

審査項目 1：補助事業の適格性

- 公募要領に記載の対象者、対象事業、対象要件等を満たしているか。

審査項目 2：経営力

- 本事業により実現したい経営目標が具体化されているか。
- 市場・顧客動向を始めとした外部環境と、自社の経営資源（ヒト・モノ・カネ・情報）等にかかる強み・弱みの内部環境を分析したうえで事業戦略が策定され、その中で、本事業が効果的に組み込まれているか。会社全体の売上高に対する本事業の売上高が高い水準となることが見込まれるか。

審査項目 3：事業性

- 本事業により高い付加価値の創出や賃上げを実現する目標値が設定されており、かつその目標値の実現可能性が高い事業計画となっているか。
- 本事業の課題が明確化され、課題に対する適切な解決方策が示されているか。
- 本事業により提供される新製品・新サービスや海外需要開拓の対象となる市場の規模や動向の分析がされているか。当該市場は今後成長が見込まれるか。
- 本事業により提供される新製品・新サービスや海外需要開拓が顧客に与える価値は何か。顧客ターゲットが明確か（顧客の特徴（属性・商圈等）が具体的に特定できているか）。顧客ニーズの調査・検証がされているか（対価を支払ってでも本事業により提供される新製品・新サービスを選択したいと考える顧客がどの程度存在するか）。本事業により提供される新製品・新サービスが顧客から選ばれる理由を理解しているか。
- 本事業により提供される新製品・新サービスと競合する他社製品・サービスや代替製品・サービスに関する分析がされているか。競合する他社製品・サービスや代替製品・サービスに対して、本事業により提供される新製品・新サービスは差別化がされ、優位性を有しているか。

(グローバル枠のみ)

- 海外展開等に必要な実施体制や計画が明記されているか。また、海外事業に係る専門性を申請者の遂行能力又は外部専門家等の関与により有しているか。
- 事前の十分な市場調査分析を行った上で、競争力の高い製品・サービス開発となっているか。
- 国内の地域経済に寄与するものであるか。また、将来的に国内地域での新たな需要や雇用を創出する視点はあるか。
- ブランディング・プロモーション等の具体的なマーケティング戦略が事業計画書に含まれているか。

例：

- ①海外への直接投資を含む計画：メキシコに部品工場を設置するにあたり、取引先の進出状況や現地での材料調達状況を踏まえ事業計画を策定。
- ②海外への輸出を含む計画：自社商品がシンガポールの高齢化社会にニーズがあると外部の調査会社に委託して情報収集。
- ③海外からのインバウンドを含む計画：インドネシアにおいて、ウィンタースポーツの需要があることを現地でのインタビュー調査により情報収集。
- ④海外企業との共同事業を含む計画：自社の洗剤に興味を持つアメリカのベンチャー企業がいることを民間コンサル経由で情報を入手。

審査項目 4：実現可能性

- 本事業に必要な技術力を有しているか。また、当該技術力が競合する他社と比較してより優位な技術力か。
- 本事業に必要な社内外の体制（人材、専門的知見、事務処理能力等）や最近の財務状況等から、本事業を適切に遂行できると期待できるか。また、金融機関等からの十分な資金調達が見込まれるか。
- 本事業の事業化に至るまでの遂行方法、スケジュールや課題の解決方法が明確かつ妥当か。
- 本事業は投入する補助金交付額等に対して、想定される売上・収益の規模等の費用対効果が高いか。また、本事業の内容と補助対象経費とが整合しており、費用対効果が明確に示されているか。

審査項目 5：政策面

- 地域の特性を活かして高い付加価値を創出し、地域の事業者等や雇用に対する経済的波及効果を及ぼすことにより地域の経済成長（大規模災害からの復興等を含む）を牽引する事業となることが期待できるか。
- ニッチ分野において、適切なマーケティング、独自性の高い製品・サービス開発、厳格な品質管理などにより差別化を行い、グローバル市場でもトップの地位を築く潜在性を有しているか。
- 異なるサービスを提供する事業者が共通のプラットフォームを構築してサービスを提供するような場合など、単独では解決が難しい課題について複数の事業者が連携して取り組むことにより、高い生産性向上が期待できるか。異なる強みを持つ複数の企業等（大学等を含む）が共同体を構成して製品開発を行うな

ど、経済的波及効果が期待できるか。また、事業承継を契機として新しい取り組みを行うなど経営資源の有効活動が期待できるか。

- 先端的なデジタル技術の活用、低炭素技術の活用、環境に配慮した事業の実施、経済社会にとって特に重要な技術の活用、新しいビジネスモデルの構築等を通じて、我が国のイノベーションを牽引し得るか。
- 成長と分配の好循環を実現させるために有効な投資内容となっているか。

審査項目 6：大幅な賃上げに取り組むための事業計画の妥当性（大幅賃上げ特例適用申請者のみ）

- 大幅な賃上げの取組内容が具体的に示されており、その記載内容や算出根拠が妥当なものとなっているか。
- 一時的な賃上げの計画となっておらず、将来にわたり、継続的に利益の増加等を人件費に充当しているか。また人件費だけでなく、設備投資等に適切に充当し、企業の成長が見込まれるか。
- 将来にわたって企業が成長するため、従業員間の技能指導や外部開催の研修への参加、資格取得促進等、従業員の部門配置に応じた人材育成に取り組んでいるか。また、従業員の能力に応じた人事評価に取り組んでいるか。
- 人事配置等の体制面、販売計画等の営業面の強化に取り組んでいるか。

加点項目

以下の取り組みを行う事業者に対しては加点を行います※1、2。

※1 最大 6 項目について加点の申請を行うことが可能です。

※2 審査の結果、各要件に合致した場合のみ加点されます。

No.	加点項目	内容
1	経営革新計画	● 申請締切日時点で有効な「 経営革新計画 」の承認を取得している事業者。
2	パートナーシップ構築宣言	● 「 パートナーシップ構築宣言ポータルサイト 」において宣言を公表している事業者（応募締切日前日時点）。
3	再生事業者	● 別紙 4 に定める再生事業者。
4	DX 認定	● 申請締切日時点で有効な「 DX 認定 」を取得している事業者。
5	健康経営優良法人認定	● 「 健康経営優良法人 2025 」に認定された事業者。（3 月頃認定予定）
6	技術情報管理認証	● 申請締切日時点で有効な「 技術情報管理認証 」を取得している事業者。
7	J-Startup J-Startup 地域版	● 「 J-Startup 」、「 J-Startup 地域版 」に認定された事業者。

8	新規輸出1万者 支援プログラム (グローバル枠に申請 する場合のみ対象)	<ul style="list-style-type: none"> ● 「新規輸出1万者支援プログラムポータルサイト」において登録が完了している事業者。
9	事業継続力強化計画/ 連携事業継続力強化計 画	<ul style="list-style-type: none"> ● 申請締切日時点で有効な「(連携) 事業継続力強化計画」を取得している事業者。 ※ (連携) 事業継続力強化計画では、社員や事業所等の防災の取組だけでなく、自社で製造する災害対応製品等における災害時に備えた供給体制の構築等についても盛り込んでいただくことが可能です。
10	賃上げ	<ul style="list-style-type: none"> ● 補助事業終了後3～5年の事業計画期間において、従業員及び役員の給与支給総額の年平均成長率を4.0%以上増加、並びに事業所内最低賃金を毎年3月、地域別最低賃金より+40円以上の水準を満たす目標値を設定し、設定した目標値を交付決定までに全ての従業員又は従業員代表者、役員に対して表明している事業者。 ※ 加点を受けたいえで本補助金に採択されたにもかかわらず、加点項目要件を達成できなかった場合は、事業化状況報告において未達が報告されてから18か月の間、中小企業庁が所管する補助金への申請にあたっては、正当な理由が認められない限り大幅に減点します。ただし、災害を受け、事業において著しい損失を受けたと認められる場合等により、やむを得ず加点項目要件を達成できなかった場合には、その限りではありません。その場合には、事業化状況報告の提出時にその理由を説明してください。やむを得ない理由と認められた場合に限り、減点を免除いたします。「災害を受け、事業において著しい損失を受けたと認められる場合等」とは、震災、風水害、落雷、火災その他の災害を受け、又は盗難にかかったこと等により、事業において著しい損失を受けたと認められる場合(国税通則法第46条)その他これに準ずるものとして中小企業庁が認めた場合をいいます。
11	被用者保険	<ul style="list-style-type: none"> ● 従業員規模50名以下の中小企業が被用者保険の任意適用(短時間労働者を被用者保険に加入させること)に取り組む場合。
12	えるぼし認定	<ul style="list-style-type: none"> ● 「えるぼし認定」を取得している事業者。
13	くるみん認定	<ul style="list-style-type: none"> ● 「くるみん認定」を取得している事業者。
14	事業承継/M&A	<ul style="list-style-type: none"> ● 申請締切日を起点にして、過去3年以内に事業承継(株式譲渡等)により有機的一体としての経営資源(設備、従業員、顧客等)を引き継いだ事業者。 ※ なお、事業承継は、株式譲渡、事業譲渡、あるいは相続・贈与により承継した場合、又は同一法人内で代表者交代したものに限る。
15	成長加速 マッチングサービス	<ul style="list-style-type: none"> ● 申請締切日時点において、中小企業庁「成長加速マッチングサービス」で会員登録を行い、挑戦課題を登録している事業者。

減点項目

以下に該当する事業者に対しては減点を行います。

No.	減点項目	内容
1	補助金複数回利用者	<ul style="list-style-type: none"> ● 申請締切日を起点にして、過去 3 年間に本補助金の交付決定を 1 回受けている事業者。
2	補助要件未達事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● 本補助金の第 1 次公募以降、交付決定を受けて事業を実施したものの基本要件を達成できなかった事業者 (対象となる基本要件は給与支給総額増加要件、最低賃金水準要件とする)。
3	加点項目要件未達事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● 中小企業庁が所管する補助金において、賃上げに関する加点を受けたうえで採択されたにもかかわらず、申請した加点項目要件を達成できなかった場合は、事業化状況報告において未達が報告されてから 18 か月の間、中小企業庁が所管する補助金^{※1}への申請にあたっては、正当な理由^{※2}が認められない限り大幅に減点。 <p>※1 ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（ものづくり補助金）、サービス等生産性向上 IT 導入支援事業（IT 導入補助金）、小規模事業者持続的発展支援事業（持続化補助金）、事業承継・M&A 支援事業（事業承継・M&A 補助金）、中小企業等事業再構築促進事業（事業再構築補助金）、中小企業省力化投資補助事業（省力化投資補助金）、中小企業新事業進出促進事業（新事業進出補助金）</p> <p>※2 災害を受け、事業において著しい損失を受けたと認められる場合等により、やむを得ず加点要件を達成できなかった場合を除きます。</p>

4.2 口頭審査

4.2.1 審査方法

- 一定の基準を満たした事業者を対象に、外部有識者による審査を行います。

4.2.2 審査内容

- 提出された事業計画書を用いて、事業内容の適格性、経営力、事業性、実現可能性等の観点について、外部有識者との質疑応答を行っていただきます。

4.2.3 実施方法

- オンライン（Zoom 等）にて実施いたします。会議用 URL は事務局にて発行します。
- 所要時間は 30 分程度の予定です。接続テストを実施しますので、会議開始 5 分前から事前にご入室ください。
- 審査中はカメラをオンにいただき、審査対応者（申請事業者）の上半身（正面を向いて顔と耳と肩が明瞭に判別できる）を映していただきます。
- 審査中の音声は録音いたします（録音した音声は審査以外の目的で使用することはありません。）
- 審査当日に本人確認及び周辺環境の確認を実施いたしますので、顔写真付きの身分証明書をご用意ください。
- 審査は申請事業者自身（法人代表者）1 名が対応してください。当該事業者において勤務実態がない者、事業計画書作成支援者、経営コンサルタント、社外顧問等の申請事業者以外の方の対応や同席は一切認めません。

4.2.4 事前にご準備いただくもの

- 安定したインターネットに接続された PC（接続不良等によりインターネットが切断された場合の再審査は行いません）。
- PC 内蔵若しくは外付けの web カメラ、マイク、スピーカー（イヤフォン、ヘッドセットは使用不可）。
- 顔写真付きの身分証明書（運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等）
- 会社内の会議室等、審査に適した環境（公共スペースは不可。申請事業者以外の同席は不可。口頭審査中、カメラに他の人の映り込みや、マイクに他の人の声が入らないようにしてください）。

4.2.5 留意事項

- 口頭審査の対象となる基準や審査の内容に関するお問い合わせについては、お答えいたしかねます。
- 公平・公正な審査を行う観点から、審査委員及び事務局はカメラをオフにして審査します。
- 指定日時になっても審査が開始できない場合（申請事業者側の接続不良等によるもの等）や審査当日に本人確認が出来ない場合、審査対応者以外の同席等が確認された場合などは、申請を辞退したものとみなし、不採択といたします。
- 口頭審査中の申請者からの質問は一切受け付けません。
- 審査対応者が申請事業者自身でないことが判明した場合は不採択若しくは交付決定等の取消し、補助金返還となる場合があります。